

岐阜市立京町保育所ほか2施設電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 岐阜市立京町保育所ほか2施設で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給建物 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 保育所

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
令和9年1月の定例検針日から令和10年1月の定例検針日の前日まで
- (4) 電力量計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針日または検針日程 別紙1のとおり
- (5) 需給地点
各保育所の構内引込第1柱上開閉器
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (10) 太陽光発電設備の有無 無し

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - ウ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185％－力率）
（※ 基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
 - エ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - カ 力率は、その月の8時00分から22時00分までの時間における平均力率とする。
平均力率は、単位を％とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100％とする。）。
$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}} \times 100\%$$
 - キ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
- (2) 料金等を計算する場合の単位及びその端数処理
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

- イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。したがって、各月の基本料金、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には1円未満の端数を含むことができる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (3) 電気料金の請求及び支払い
- ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（1）に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。
 - イ 毎月の請求書等は、WEBからのダウンロード、メールまたは書面にて請求することとし、書面の場合は岐阜市子ども未来部子ども保育課へ送付すること。請求書等の様式は、受注者の任意の様式によるものとする。なお、WEBで請求を行う場合は、あらかじめ発注者へ連絡を行うこと。また、請求書の発行手数料が必要な場合は、受注者において負担すること。
 - ウ 請求の際には、請求書のほかに、保育所毎の内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること。ただし、請求書で内訳が確認できる場合は、別途資料を添付する必要はない。
 - エ 支払いは納付書による入金のほか、指定の口座への振込とする。ただし、岐阜市が導入している「公共料金等口座振替システム」により自動引き落としに対応できる場合は、別途、発注者と受注者による協議のうえ定める。
- (4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (5) 現在の供給業者
- 日本エネルギー総合システム株式会社
- (6) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

担当 子ども保育課 梅村
電話 058-214-7825(直通)

仕様書 別紙1 需給場所一覧

No.	供給場所	住 所	検針日または 検針日程	請求書送付先
1	京町保育所	岐阜市京町2丁目11番地	毎月1日 午前0時	〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市子ども未来部 子ども保育課
2	鷺山保育所	岐阜市下土居2丁目9番12号	毎月1日 午前0時	
3	市橋保育所	岐阜市今嶺2丁目10番16号	毎月1日 午前0時	

仕様書 別紙2 予定契約電力・予定使用電力量

No.	保育所名	予定契約 電力 (kW)	予定使用電力量(kWh)												
			R8												合計
			1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
1	京町保育所	100	11,000	10,600	7,100	4,700	5,700	8,500	14,500	15,000	12,000	6,700	5,300	9,700	110,800
2	鷺山保育所	35	7,000	6,500	6,500	5,700	5,800	6,800	7,800	7,800	7,100	6,700	5,700	6,900	80,300
3	市橋保育所	69	9,200	9,300	7,000	5,100	5,700	8,300	13,000	13,000	11,000	6,700	5,200	8,500	102,000
	合 計	204	27,200	26,400	20,600	15,500	17,200	23,600	35,300	35,800	30,100	20,100	16,200	25,100	293,100

※ 実際の契約電力は、各保育所のその月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。予定平均力率は100%とする。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※ 予定使用量はいずれも実績から算出した概算数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができ
る。